

# 「社会福祉法人の事業展開等に関する検討会」 の検討状況について

# 社会福祉法人の事業展開等に関する検討会

## 1 設置の趣旨

人口減少や急速な高齢化、地域社会の脆弱化等の社会構造が変化し、国民の抱える福祉ニーズの多様化・複雑化が進み、また、2040年に向け、生産年齢人口の減少による人手不足などの問題が更に深刻化する恐れがある中、社会福祉法人の事業展開等の在り方について検討を行うため、有識者による検討会を開催する。

## 2 主な検討項目

- ・ 複数法人による協働化等、社会福祉法人の事業の効率性やサービスの質の向上に向けた連携の促進方策について
- ・ 社会福祉法人の「地域における公益的な取組」の促進方策について 等

## 3 構成員 (敬称略・五十音順)

神田 浩之	京都府健康福祉部地域福祉推進課長	原田 正樹	日本福祉大学副学長
久木元 司	日本知的障害者福祉協会 社会福祉法人経営の在り方検討委員会委員長	藤井 賢一郎	上智大学総合人間科学部准教授
柴 毅	日本公認会計士協会常務理事	松原 由美	早稲田大学人間科学学術院准教授
◎田中 滋	埼玉県立大学理事長	松山 幸弘	一般財団法人キャノングローバル戦略研究所 研究主幹
千葉 正展	独立行政法人福祉医療機構 経営サポートセンターシニアリサーチャー	宮田 裕司	全国社会福祉法人経営者協議会 地域共生社会推進委員会委員長
塚本 秀一	全国私立保育園連盟常務理事	本永 史郎	全国老人福祉施設協議会 老施協総研運営委員会 委員長

(◎：座長)

## 4 審議スケジュール・開催状況

(第1回) 2019年4月19日 (金)	社会福祉法人制度の現状と課題等
(第2回) 2019年5月15日 (水)	関係者からのヒアリング等
(第3回) 2019年6月17日 (月)	これまでの議論の整理等
(第4回) 2019年10月29日 (火)	社会福祉法人を中核とする非営利連携法人制度のイメージ等

※ 本検討会は、社会・援護局長が開催し、庶務は福祉基盤課において行う。

※ 本検討会のほか、事業展開等に関する会計処理等について、別途公認会計士による検討会を設置。

## 1 社会福祉法人における連携や協働化、大規模化の意義

- **連携や協働化、大規模化などの組織再編を含む方法は**、あくまで、希望する法人の自主的な判断のもと進められるべきものであるが、一般に、これらの方法は、**社会福祉法人が高まる地域の期待や役割等に依っていくために有効な手段**であると考えられる。
- 例えば、**連携・協働化は**、社会福祉法人が**地域貢献の取組**を行うにあたり、それぞれの強みを生かした活動を展開することが可能となるといった効果が考えられるほか、**人材確保**にあたっては、法人間で**連携・協働化**することで、**新規職員の採用、離職防止に資する活動の効果的な実施**につながり、また、**人口減少下において、地域の福祉サービスの維持や、事業の効率化**に資する活動が可能となると考えられる。
- また、大規模化についても、非効率な施設が増えても単純に経営が効率化・安定化するものではないものの、一般には、新たな福祉サービスの拡充（事業の多角化）により、様々な福祉ニーズへの対応等の観点から有効と考えられるほか、大規模化による資材調達等の合理化も可能となると考えられる。

## 2 具体的な対応の方向性（主なもの）

### （1）社会福祉法人の連携・協働化の取組の推進

- 社会福祉協議会の役割に鑑み、**社会福祉法人の連携の中核として**、都道府県域での複数法人間連携による地域貢献の取組を更に推進するなど、**社会福祉協議会の積極的な活用を図っていくことが重要**である。
- 厚生労働省は、社会福祉協議会の連携の取組とも連携しながら、「**小規模法人のネットワーク化による協働推進事業**」における実施状況や課題を把握し、法人間連携の更なる推進を図るとともに、**連携・協働化の事例収集等による横展開に努める**。

### （2）社会福祉法人が主体となった連携法人制度の創設の検討

- 社会福祉の分野では、2.（1）で述べたとおり、法人間連携の枠組として社会福祉協議会の仕組みがあり、その活用が重要であるが、連携に自主的に取り組む際、**採りうる連携方策の選択肢の一つとして**、社会福祉法人の非営利性・公益性等を踏まえつつ、**社会福祉法人主体の連携法人制度の創設に向け検討**を進める。

### （3）希望する法人が大規模化・連携に円滑に取り組めるような環境整備

- 所轄庁が合併等の手続きに疎いとの声や、実際に法人が合併等に苦労したとの声等を踏まえ、合併や、事業譲渡、法人間連携の好事例の収集等を行い、**希望法人向けのガイドラインの策定（改定）**を進める。
- **組織再編に当たっての会計処理**について、社会福祉法人は法人財産に持分がないことなどに留意しつつ、**会計専門家による検討会で整理**を進める。

# 社会福祉法人主体の連携法人制度創設に関するニーズ

- 良質な福祉サービスの提供と社会福祉法人の経営基盤の強化に向けた連携を促進するため、「社会福祉協議会や法人間の緩やかな連携」、「合併、事業譲渡」しかない社会福祉法人間の連携方策に中間的な新たな選択肢が必要ではないか。
- 社会福祉法人の課題の解決のため、社会福祉法人の自主性を確保しつつ、連携を強化できる法的ルールを整った選択肢を整備すべきではないか。

## 【社会福祉法人の連携手法】

- ・ 自主的な連携、業務連携
- ・ 社会福祉協議会を通じた連携

低

連携・結合の割合

高

中間的な選択肢がない

合併 事業譲渡

## 【連携法人創設に関心がある社会福祉法人の意見（具体的なニーズ）】

人材確保  
・育成

- 人口減少時代のため、どこの法人も連携のメリットとして人材確保ができることは大きな魅力になると思う。連携法人制度ができれば人材活用の面から積極的に活用したい。

生産性  
向上

- 自法人で実証実験している生産性向上の取組を横展開すべく、全国団体と連携している。
- 一方でいきなり全国というのは難しいと考えているので、地域における生産性向上にむけた普及の取組方法の一つとして連携法人制度の活用も考えられる。

経営支援

- 地域の福祉サービス維持・向上のための法人間連携の在り方の選択肢の一つとして連携推進法人があってもよい。
- 参加法人の経営支援などの目的で連携法人内での資金提供、債務保証ができるとよい。
- 法人の信用によって金利負担が軽減される例もある。
- 資金は施設のリフォームや建替、ICTへの新規投資の費用等に使用する。地域貢献活動や増収、職員定着、生産性向上等につながるような改善活動をせずに運転資金だけを貸与しても経営安定につながらない。
- 貸付資金や債務保証をした資金が適切に執行されているか、確認できるよう、資金提供元の法人による一定の関与や信頼関係を築ける仕組みが必要。

# 社会福祉法人を中核とする非営利連携法人制度創設に向けた論点

	社会福祉法人を中核とした非営利連携法人	(参考)地域医療連携推進法人
目的	○ 良質な福祉サービスの提供と社会福祉法人の経営基盤の強化に向けた連携を促進するため、「社会福祉協議会や法人間の緩やかな連携」、「合併、事業譲渡」しかなかった連携方策に中間的な新たな選択肢を設けてはどうか。	● 医療機関相互間の機能分担及び業務の連携を推進し、地域医療構想を達成するための一つの選択肢
名称	○ 名称について、「社会福祉連携推進法人」としてはどうか。	—
法人格	○ 社会福祉法人が持ち分がないことを考慮すると、法人として参加できる一般社団法人のうち、「社会福祉に係る業務の連携を推進するための方針」の策定等、一定の基準に適合すると認めるものを所轄庁が認定する仕組みとしてはどうか。	● 一般社団法人のうち、一定の基準に適合すると都道府県知事が認めるもの
業務	○ 「社会福祉に係る業務の連携を推進するための方針」に盛り込んだ業務を実施できることとしてはどうか。 ○ 業務としては、 ・ 地域共生社会の実現に向けた連携 ・ 災害対応に係る連携 ・ 福祉人材確保・育成 ・ 生産性向上のための共同購入など、社会福祉事業の経営に係る支援 ・ 社会福祉法人への貸付等 等を対象としてはどうか。 ○ 連携の業務に特化するため、社会福祉事業については、行うことができないこととしてはどうか。	● 医療連携推進方針に沿った連携の推進を図ることを目的として行う業務であり、 ・ 医療従事者の資質の向上を図るための研修 ・ 医薬品、医療機器等の供給 ・ 参加法人への資金の貸付、債務の保証及び基金の引受け 等が実施できる。 ● 病床融通、病院等の開設について、一定の条件のもと、実施できる。
活動区域	○ 「社会福祉に係る業務の連携を推進するための方針」に活動区域を盛り込むこととしてはどうか。	● 地域医療構想区域を基本として、連携法人が定め、都道府県知事が認定する範囲

## 社会福祉法人を中核とした非営利連携法人

## (参考)地域医療連携推進法人

社員

- 連携法人の社員は、社員の中に区分を設けず、社会福祉法人を始めとする社会福祉事業を行う事業者の他、関係自治体、連携業務に関する業務を行う者を認めてはどうか。
- 社員は2以上とし、そのうち社会福祉法人が1以上であることを必須としてはどうか。

- 社員は「参加法人となる社員」と「参加法人とならない社員」に分かれる。
  - ① 参加法人となる社員
    - ・病院等を開設する法人
    - ・介護事業その他の地域包括ケアシステムの構築に資する事業に係る施設を開設する非営利法人
  - ② 参加法人とならない社員
    - ・事業区域範囲内で病院等を開設する個人、医療従事者の養成機関等を開設する法人等
- 病院等を開設する参加法人が2以上であることが必須

経費

- 社員からの会費、業務委託費で運営することとしてはどうか。

- 連携法人の管理経費について、各社員から徴収する「会費」等の収益を財源に充てることができる。
- 各業務事項ごとの財源については、当該業務に関与する社員から事業費等の名目で徴収すること等により確保。

議決権

- 原則として社員は各一個の議決権を有することとしてはどうか。
- 一定の要件のもと、定款で別段の定めをすることができることとしてはどうか。

- 原則として社員は各一個の議決権を有する。
- 一定の要件のもと、定款で別段の定めをすることができる。

社員の統括方法

- 社員から連携法人への意見聴取等は、特段設定しないこととしてはどうか。

- 参加法人が重要事項を決定するに当たって、あらかじめ、連携法人に意見を求めなければならない。

	社会福祉法人を中核とした非営利連携法人	(参考)地域医療連携推進法人
代表理事・理事会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 代表理事の選任は所轄庁の認可を必要としてはどうか。</li> <li>○ 理事会は必置としてはどうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 連携法人の代表理事の選任・退任は、都道府県知事の認可を経る。</li> <li>● 理事会は必置。</li> </ul>
地域の意見の反映	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域関係者の意見を、法人運営に反映するため、連携法人が法人内に評議会を設置し、意見を聞くこととしてはどうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域関係者で構成する地域医療連携推進評議会を連携法人において開催し、連携法人へ意見具申できる。連携法人はその意見を尊重する。</li> </ul>
合併	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 非営利連携法人の合併は認めないこととしてはどうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 医療連携推進法人の合併は認めていない。</li> </ul>
標章	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社員は、連携推進方針に沿った連携の推進が図られることを示すため、その開設する社会福祉施設等に標章(ロゴマーク)を掲示することとしてはどうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 参加法人は、医療連携推進方針に沿った連携の推進が図られることを示すため、その開設する参加病院等・参加介護施設等に標章(ロゴマーク)を掲示しなければならない。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 業務の公益性に鑑み、次に掲げる項目等の法人のガバナンスについては、社会福祉法人と同様としてはどうか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 理事会・理事・監事・会計監査人の機関の設置</li> <li>・ 定款変更の所轄庁認可</li> <li>・ 財務諸表等の閲覧・公表義務</li> <li>・ 解散・清算の手続き</li> <li>・ 残余財産の帰属先</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 左記の項目は医療法人と同様。</li> </ul>
税制の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 税務当局と調整中</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一般社団法人の税制の適用。(一定の要件を満たせば非営利型法人として非課税(収益事業のみ課税))</li> </ul>

## 社会福祉法人を中核とした非営利連携法人

## (参考)地域医療連携推進法人

○ 社会福祉法人への貸付等については、社会福祉法人の収入・収益について法人外への支出が認められていないことに配慮して、次の通りの取扱いとしてはどうか。

(所轄庁の認定)

- ・ 貸付を受ける社会福祉法人毎に、当該法人への貸付の内容を所轄庁が認定する。

—

(経費)

- ・ 社会福祉法人への貸付等の原資として、貸付対象ではない社員である社会福祉法人から連携法人への貸付を本部経費とできる資金の範囲内で認める。その際、社会福祉法人からの貸付資金を区分経理し、貸付以外の用途への使用は禁止する。
- ※ 社会福祉法人以外の社員も、各法人制度で許容される範囲で、事実上、社会福祉法人への貸付等の原資として、連携法人への貸付が可能。

- 社員である医療法人から地域医療連携推進法人への資金の貸付けは、剰余金の配当にならない範囲で、法人の目的に合致している範囲内で実施可能

(議決権)

- ・ 利益相反とならないよう、定款に定めることにより、自法人への貸付等に関する議決権を保有しない。

—

(社員の統括方法)

- ・ 連携法人からの貸付を受ける社員である社会福祉法人が重要事項を決定する際には、連携法人の承認を受けなければならない。

—

社会福祉法人への貸付等を行う場合の取扱い

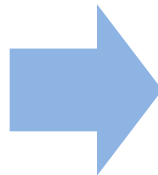


# 社会福祉法人をとりまく課題・対応策と連携法人の活用例①【地域共生社会関係】

## 【課題】

福祉ニーズの多様化の中で、地域共生社会の推進に対応できる法人が地域にない。個々の法人での対応が限定的になっている。

小規模法人において「地域における公益的な取組」を単独で実施する余力がない。



## 【対応策】

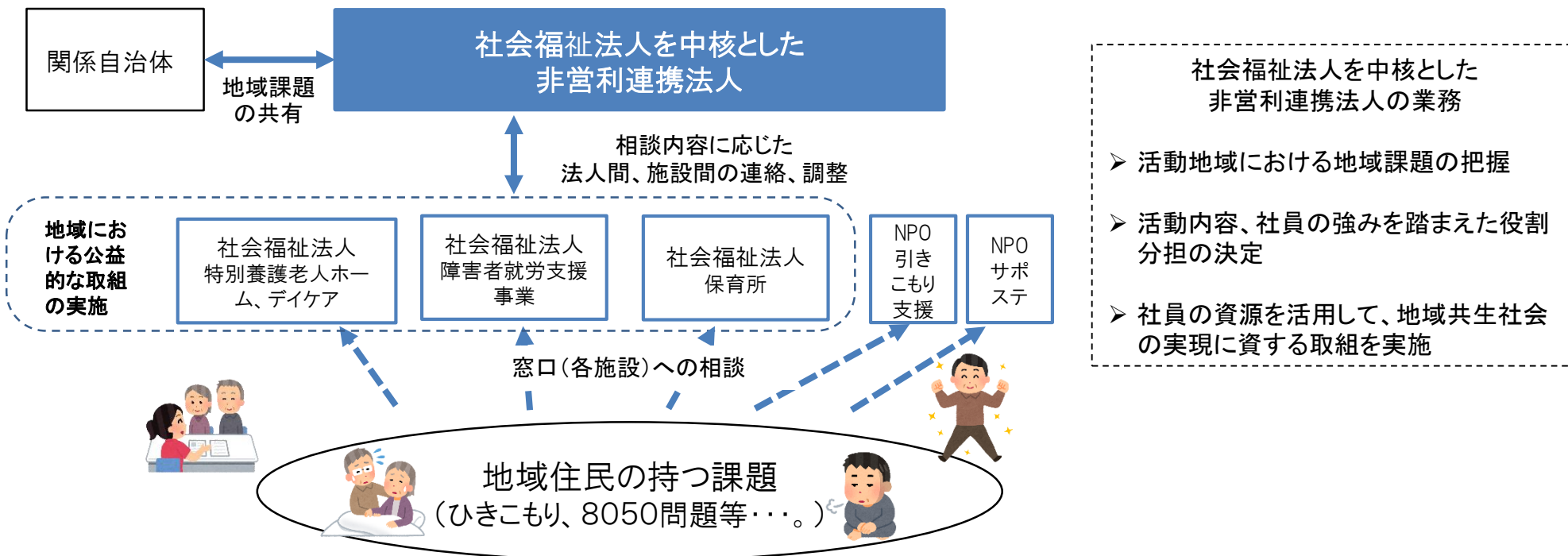
「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」を活用した、社協を中心とした法人間連携

**合併等まで至らないが、地域共生社会に資するより強い連携が可能な制度**

異なる種別の施設の統合を希望する法人が円滑に取り組めるための合併、事業譲渡等のガイドラインの改定

## 【非営利連携法人の活動イメージ】

(例)各社員(施設)を相談窓口として、地域の多様な福祉ニーズに対応



## 【課題】

災害時における施設の継続や、被災後の受け入れ先に課題がある。

災害時に、地域の福祉に関する避難場所として期待が寄せられる存在であるが、災害支援拠点として準備、体制準備が十分でない。

被災地では、社会福祉法人も大きなダメージを受け、職員自身も被災するなかで、個々の法人の対応だけでは、十分な体制を構築することは困難。

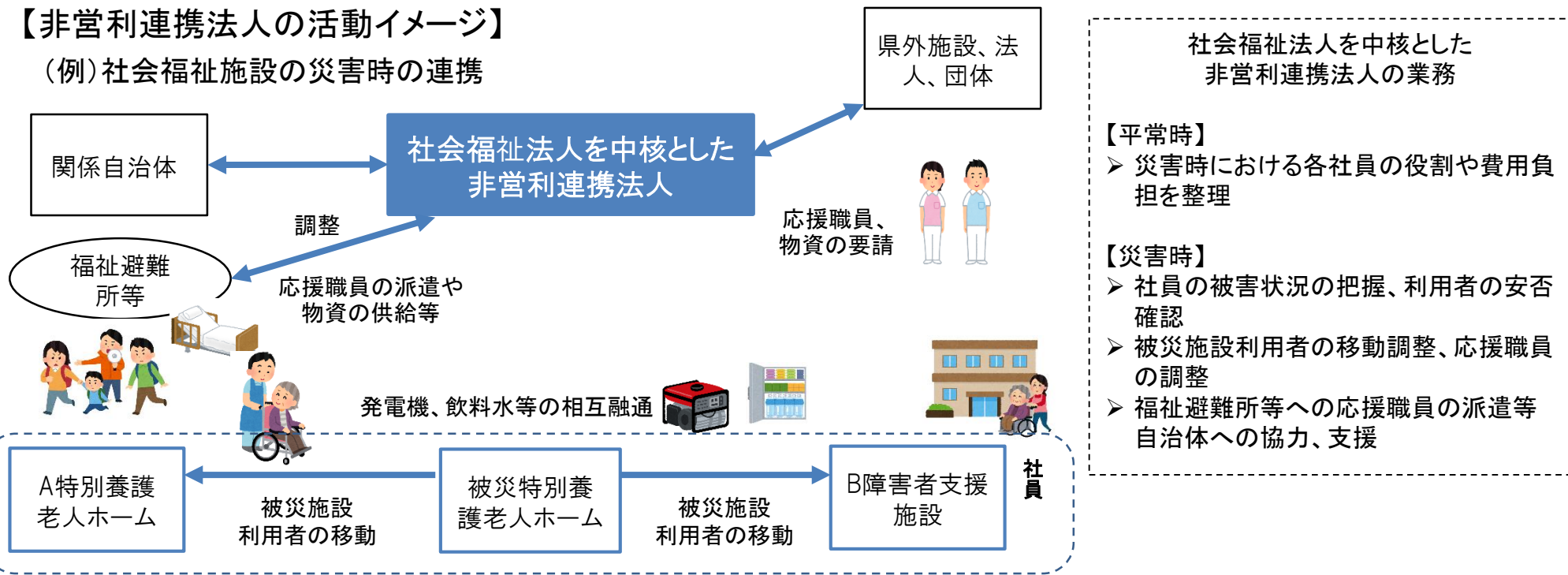
## 【対応策】

「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」を活用した、社協を中心とした体制構築

**社協の圏域を超えて災害時の体制整備に資する連携が可能な制度の創設**

## 【非営利連携法人の活動イメージ】

(例) 社会福祉施設の災害時の連携



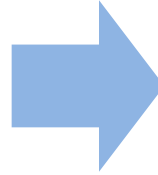
## 【課題】

### 国内人材

- ・個々の法人で人材を募集しても、集まらない。募集に伴う経費が掛かる。離職率が高い。
- ・人材育成に悩んでいる。

### 外国人材

- ・どのように受入れて良いかわからない。
- ・技能実習生を受け入れるための監理団体の手数料が高い。
- ・受け入れた外国人材の生活をどのように支援して良いかわからない。

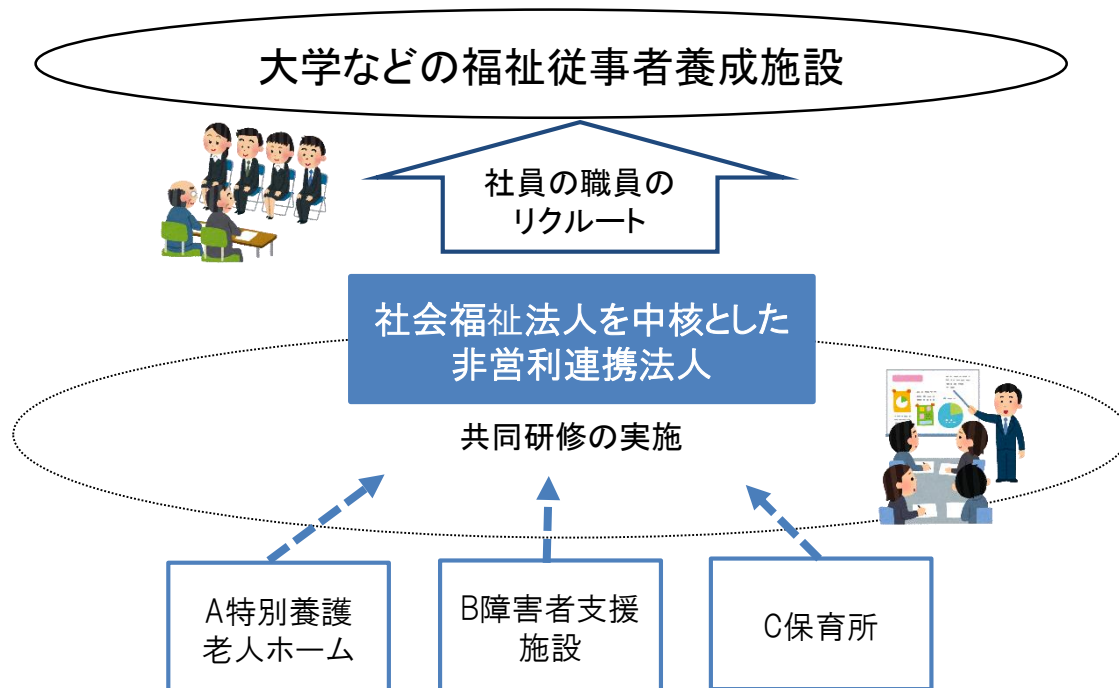


## 【対応策】

- ・地域医療介護総合確保基金等を活用した介護従事者の確保
- ・福祉人材センターによるマッチング支援
- ・外国人介護人材受入促進のための各種事業の実施
- ・社協を中心とした法人間連携による人材確保支援
- ・**国内人材確保・育成、外国人材確保において、地域に限定されず、より強い連携が可能な制度の創設**
- ・希望する法人が合併・事業譲渡に円滑に取り組めるためのガイドラインの改定等

## 【非営利連携法人の活動イメージ】

(例)社員による職員の人材育成や採用活動の共同実施。



社会福祉法人を中核とした  
非営利連携法人の業務

- 社員の職員の人材確保業務の代行  
人材のリクルートやマッチングなど、人材確保業務を代行する。
- 社員の職員の人材育成支援業務  
社員の職員に対する研修の実施など社員の職員のキャリアアップを支援する。
- 社員間の人材交流支援  
社員間で職員の人事交流を推進する。
- 労務管理支援  
社員のキャリアパスや給与体系の共通化に向けた調整を行う。

## 【課題】

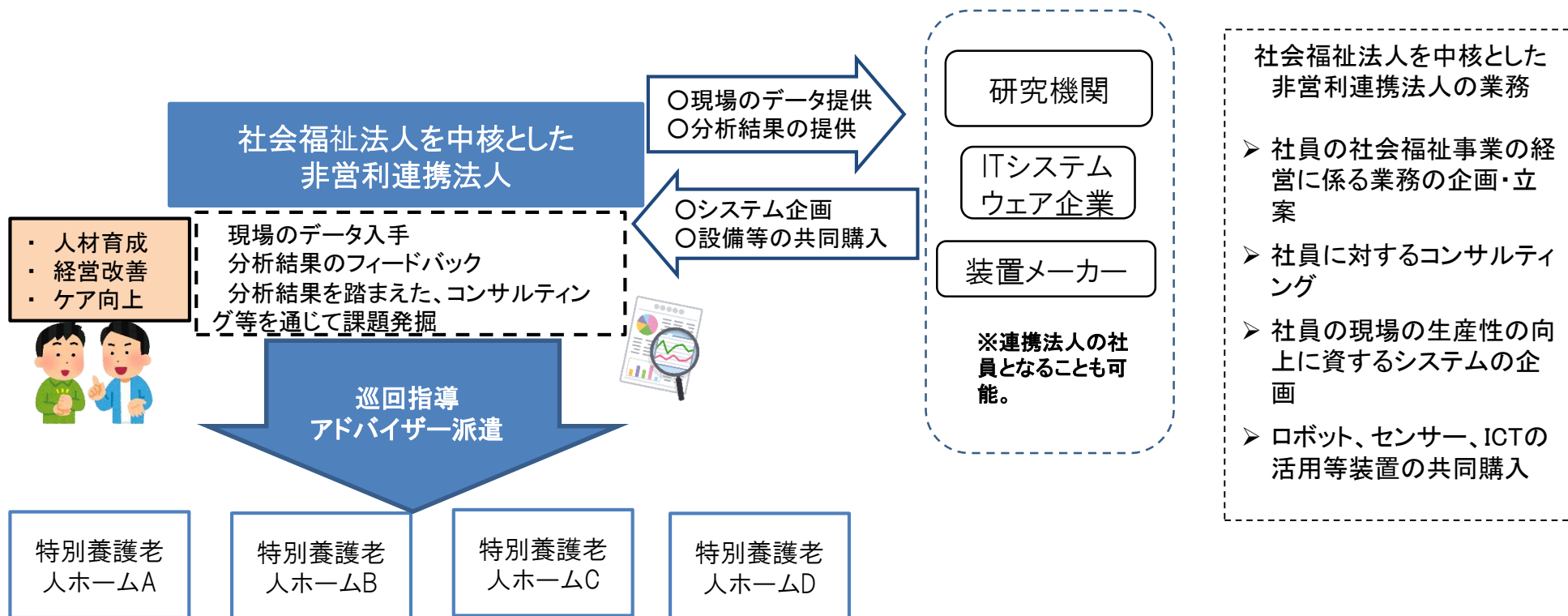
法人単独の社会福祉事業の機能強化には限界がある。ロボット、センサー、ICTの活用が十分進まない現状にある。

## 【対応策】

法人間連携による社会福祉事業の経営力の向上  
社会福祉事業の経営力向上のための共同購入などより強い連携が可能な制度の創設

## 【非営利連携法人の活動イメージ】

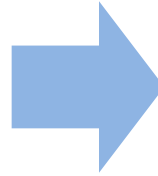
(例) 特別養護老人ホームを持つ社員によるICTの活用促進。



## 【課題】

人口減少により、福祉ニーズの総量が減少し、法人（施設）の経営が成り立たない。

地域の他の社会福祉法人に対する支援を行いたいが、直接的な資金面の支援ができない。



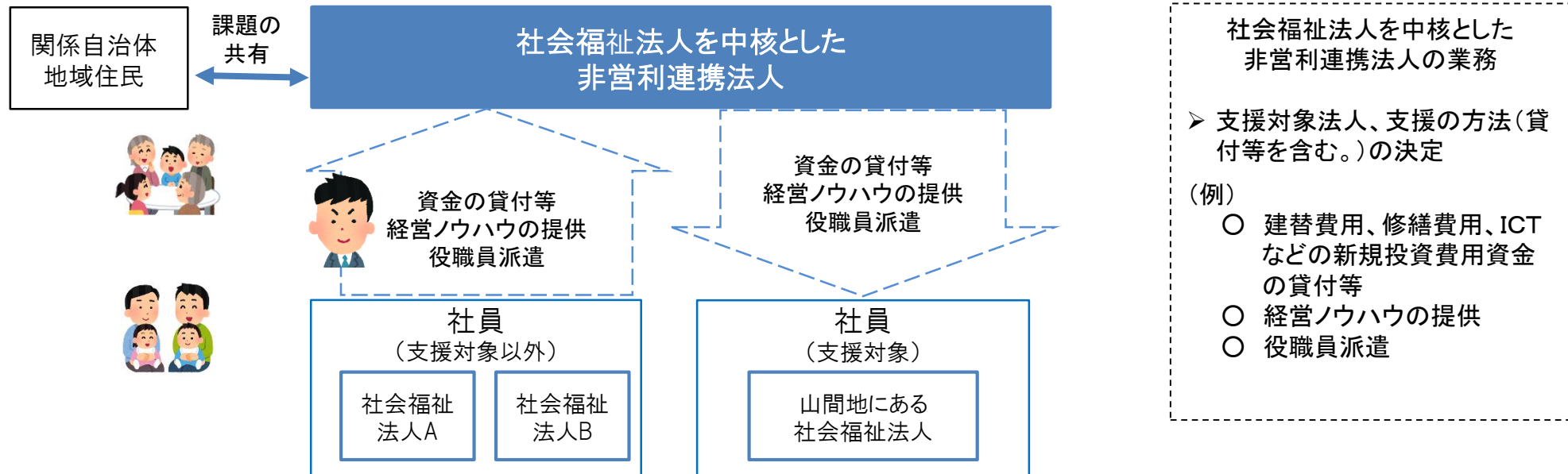
## 【対応策】

**合併、事業譲渡より緩やかな形での社会福祉法人の経営基盤強化が可能な制度の創設**

事業譲渡や合併を希望する法人が円滑に取り組めるための合併、事業譲渡等のガイドラインの改定

## 【社会福祉法人を中核とした非営利連携法人の活動イメージ】

(例) 山間地の社会福祉法人の支援



# 社会福祉法人を中核とした非営利連携法人とこれまでの連携方策との比較

		特徴	主な項目の比較			
			参加可能な法人形態	参加、脱退の難易	地域	資金
緩やかな連携	自主的な連携、業務連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 合意形成が比較的容易</li> <li>○ 資金面、人事面も含めた一体的な連携は稀。</li> </ul>	限定なし	参加、脱退は法人の自主的判断	限定なし	対価性がある費用以外は法人外流出として禁止
	社会福祉協議会を通じた連携		限定なし	参加、脱退は法人の自主的判断	社協の圏域に限定 (都道府県、市町村)	対価性がある費用以外は法人外流出として禁止
新たな選択肢 (社会福祉法人を中核とする非営利連携法人)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法人の自主性を確保しつつ、法的ルールの整った一段深い連携、協働化が可能。</li> <li>○ 一部の業務で連携法人と社員との資金融通を限定的に認める。</li> </ul>	○ 社員は社会福祉事業を行っている法人、関係自治体、その他連携業務に関する業務を行う者。	参加、脱退は原則法人の自主性を尊重(社会福祉法人への貸付等の業務では一定の制約)	限定なし (活動区域は指定)	社会福祉法人への貸付等の業務では社員である社会福祉法人から連携法人への貸付等を本部経費の範囲内で認める。
(法人レベル) 合併 (施設レベル) 事業譲渡		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 経営面、資金面も一体になることで、人事制度も含めて一体経営が可能</li> <li>○ 経営権、人事制度の変更に伴うため合意形成に時間を要する。(合併は年間10件程度)</li> </ul>	(合併) ・社会福祉法人(事業譲渡) ・限定なし	・参加は法人の自主的判断だが脱退は困難	限定なし	・同一法人であれば資金の融通は可能 ・事業譲渡の資金の融通は事例による

低

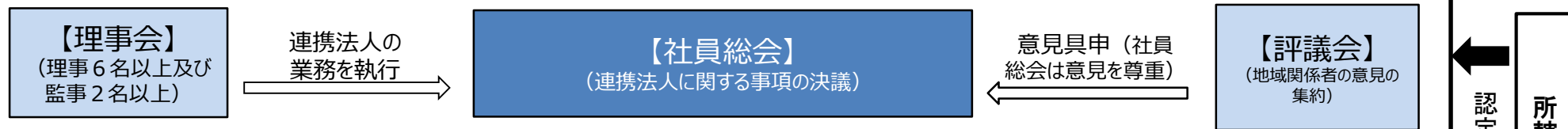
連携・結合の度合

高

# 論点を踏まえた社会福祉連携推進法人(仮称)のイメージ

良質な福祉サービスの提供と社会福祉法人の経営基盤の強化に向けた連携を促進するため、「社会福祉協議会や法人間の緩やかな連携」、「合併、事業譲渡」しかなかった社会福祉法人間の連携方策に、社会福祉法人の自主性を確保しつつ、連携を強化できる新たな選択肢の一つとして、社会福祉法人を中核とする非営利連携法人である「社会福祉連携推進法人(仮称)」を創設する。

## 社会福祉連携推進法人(仮称)



### 【連携法人の認定】

一般社団法人のうち、社会福祉に係る業務の連携を推進するための方針(「社会福祉連携推進方針」(仮称))の策定等、一定の基準に適合すると認めるものを所轄庁が認定。

### 【社員の範囲】

社員は、社会福祉事業を行っている法人、関係自治体、その他連携業務に関する業務を行う者(社会福祉従事者養成機関等)とし、社会福祉事業を行っている法人が2以上(うち社会福祉法人が1以上が必須)。

### 【業務・活動区域】 「社会福祉連携推進方針」(仮称)に盛り込んだ業務を実施。同方針には、活動区域も規定。

- ・ 地域共生社会の実現に資する業務の実施に向けた種別を超えた連携支援
- ・ 災害対応に係る連携体制の整備
- ・ 福祉人材不足への対応(外国人福祉人材の確保や人材育成)
- ・ 設備の共同購入等の社会福祉事業の経営に関する支援
- ・ 社員である社会福祉法人への資金の貸付等 等

※ 連携法人が社会福祉事業を行うことは不可。

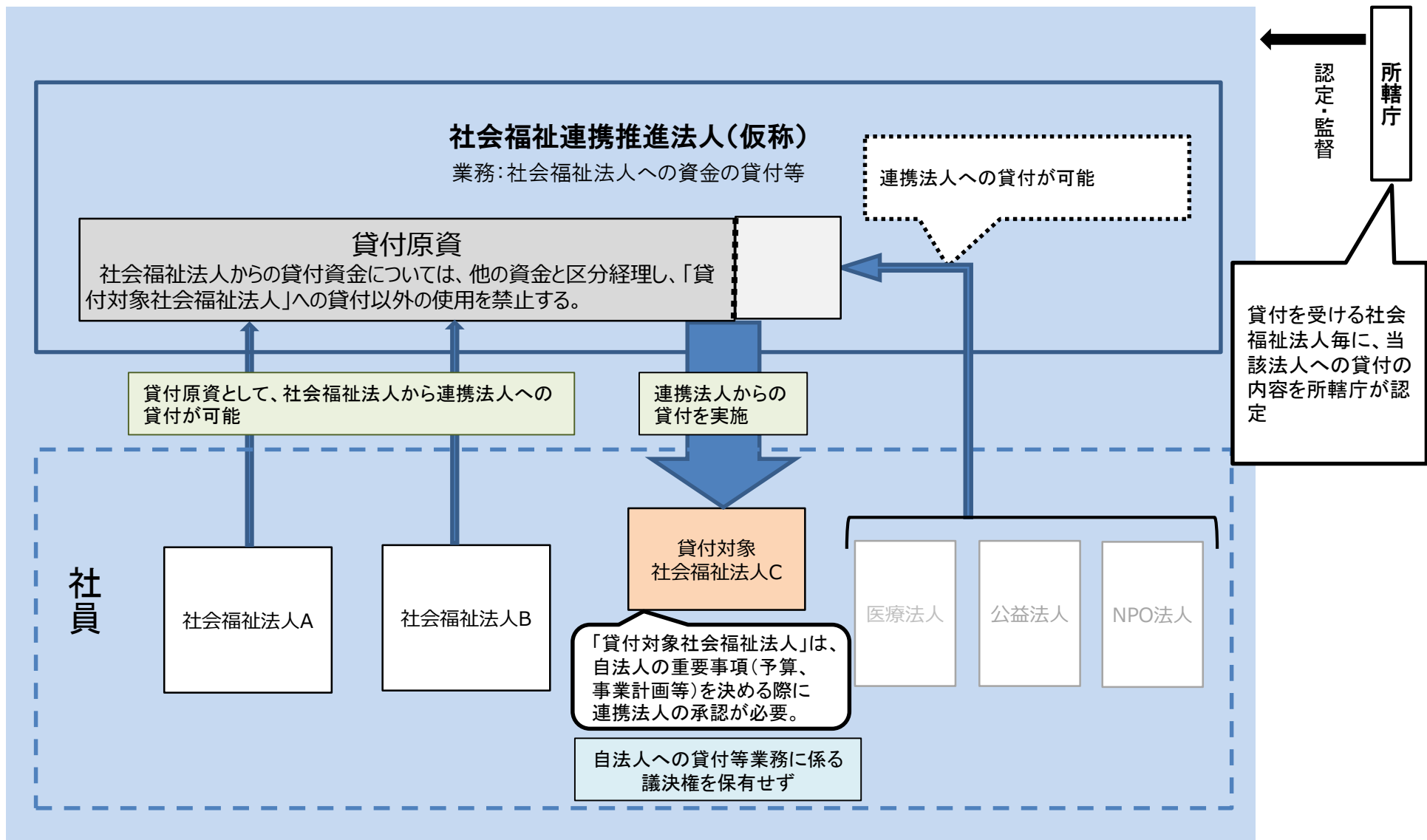
【経費】 社員からの会費、業務委託費

【議決権】 1社員1議決権を有する。

【代表理事】 所轄庁の認可が必要。

【合併】 連携法人の合併は認めない。

# ○社会福祉法人への資金の貸付等業務イメージ



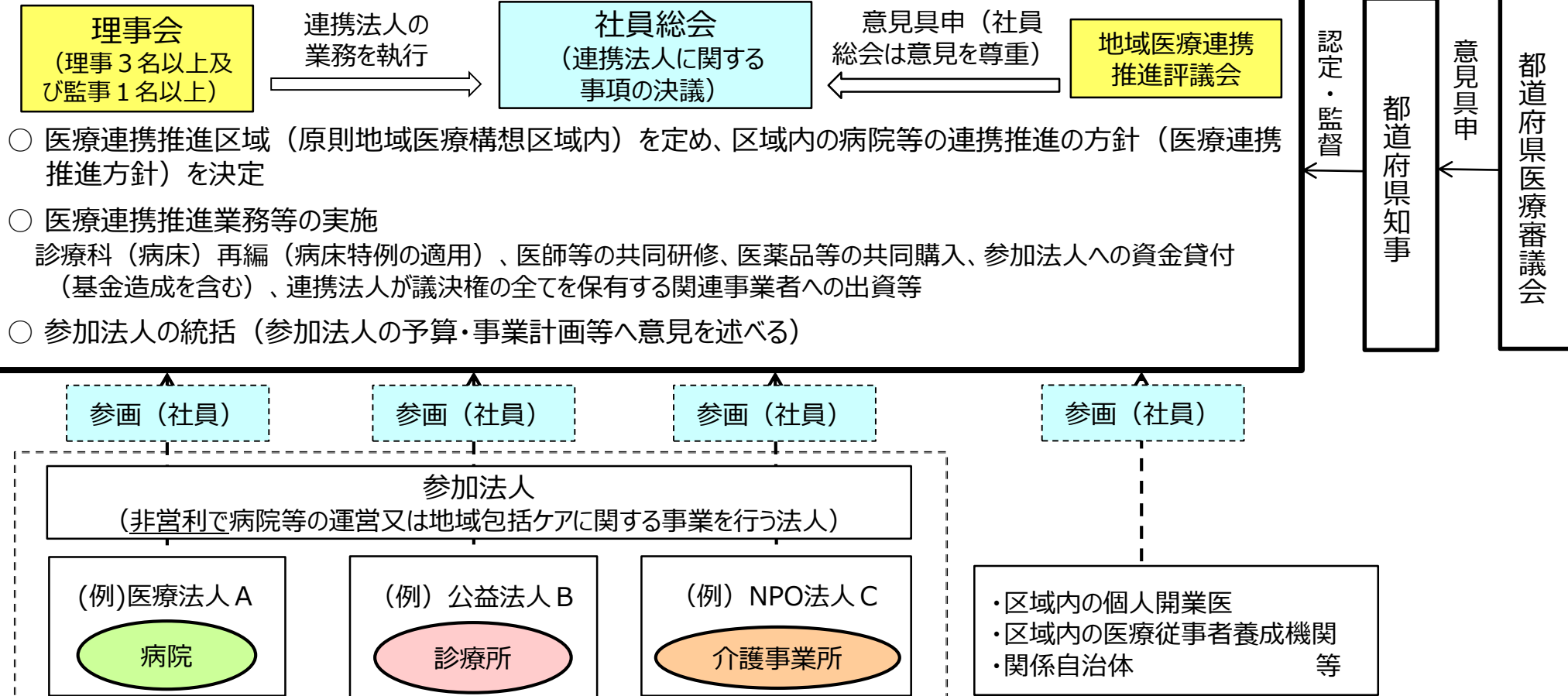
(※) 地域医療連携推進法人においても、連携法人が社員(参加法人)への貸付を行う仕組みとなっている。



# (参考1) 地域医療連携推進法人制度の概要

- ・医療機関相互間の機能分担及び業務の連携を推進し、地域医療構想を達成するための一つの選択肢としての、新たな法人の認定制度
- ・複数の医療機関等が法人に参画することにより、競争よりも協調を進め、地域において質が高く効率的な医療提供体制を確保

## 地域医療連携推進法人



- 一般社団法人のうち、地域における医療機関等相互間の機能分担や業務の連携を推進することを主たる目的とする法人として、医療法に定められた基準を満たすものを都道府県知事が認定 (認定基準の例)
  - ・ 病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院のいずれかを運営する法人が2以上参加すること
  - ・ 医師会、患者団体その他で構成される地域医療連携推進評議会を法人内に置いていること
  - ・ 参加法人が重要事項を決定するに当たっては、地域医療連携推進法人に意見を求めることを定款で定めていること

# (参考2) 地域医療連携推進法人の設立事例 (平成29年度)

No.	名称 (認定日)	連携推進区域／参加法人	運営方針
1	尾三会 (平成29年4月2日)	<p>【連携推進区域】 愛知県:名古屋(緑区、天白区、南区)、岡崎市、西尾市、豊川市、刈谷市、豊田市、東海市、大府市、知立市、豊明市、日進市、みよし市、東郷町</p> <p>【参加法人・施設】 南医療生活協同組合総合病院南生協病院(313床)、医療法人清水会相生山病院(162床)、医療法人なるみ会第一なるみ病院(130床)、医療法人コジマ会ジャパン藤脳クリニック(19床)、医療法人みどり訪問クリニック、医療法人並木会並木病院(212床)、医療法人善常会善常会リハビリテーション病院(95床)、医療法人愛整会北斗病院(270床)、医療法人鉄友会宇野病院(180床)、医療法人十全会三嶋内科病院(146床)、医療法人葵葵セントラル病院(30床)、医療法人社団福祉会高須病院(169床)、医療法人宝美会総合青山病院(230床)、医療法人明和会辻村外科病院(120床)、医療法人社団同仁会一里山・今井病院(20床)、公益財団法人豊田地域医療センター(150床)、医療法人贈恩会小嶋病院(299床)、医療法人利靖会前原整形外科リハビリテーションクリニック(19床)、医療法人秋田病院(150床)、学校法人藤田学園藤田医科大学病院(1435床)、社会福祉法人福田会 特別養護老人ホーム豊明苑(100名)、社会福祉法人あかいけ寿老会(特養50名)、医療法人名翔会和合の里(老健105床)、社会福祉法人東郷福祉会特別養護老人ホームイストウ・レジ(100床)、医療法人秀麗会山尾病院(60床)、医療法人幸寿会平岩病院(60床)、社福地域福祉コミュニティほほえみ、医療法人木南舎富田病院(96床)</p> <p>【社員】たきざわ胃腸科外科</p>	<p>① 特定機能病院として広域への高度急性期医療の提供や医療資源(医療従事者等)の適正配置及び医療・介護連携モデルの提供等を通じて回復期及び在宅医療等の充実化の促進</p> <p>② 広域を担う特定機能病院と地域医療構想区域の地域包括モデルとの連携促進により、地域住民が住み慣れた地域で、切れ目無く適切な医療・介護サービスを利用できる広域連携モデルの構築に寄与</p> <p>③ 厳しい経営環境において持続可能性を維持しつつ、地域医療構想に柔軟に対応できるように、参加法人の経営に資する医薬品等の共同購入等の支援</p>
2	はりま姫路 総合医療センター整備推進機構 (平成29年4月3日)	<p>【連携推進区域】 兵庫県:中播磨圏域(姫路市、福崎町、市川町、神河町)、西播磨圏域(相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町)</p> <p>【参加法人・施設】 ◇兵庫県立姫路循環器病センター(350床) ◇社会医療法人製鉄記念広畑病院(392床)</p>	<p>① 循環器疾患医療、救命救急センター機能等専門性の高い医療の継承及び発展</p> <p>② 高度専門・急性期医療を担う医療機関として他の医療機関と協力及び連携し、地域医療ネットワークの中心的な役割を果たす</p> <p>③ 質の高い診療・教育・研究を行い、将来の活躍が期待される医師等が集まるリーディングホスピタルを目指す</p> <p>④ 疾病予防の啓発活動及び予防医学の進展に貢献</p>
3	備北メディカル ネットワーク (平成29年4月2日)	<p>【連携推進区域】 広島県:三次市、庄原市</p> <p>【参加法人・施設】 ◇三次市市立三次中央病院(350床)、◇三次地区医師会医師会立三次地区医療センター(150床)、◇庄原市庄原市立西城市民病院(54床)、◇院庄原赤十字病院(301床)</p>	<p>① 安全かつ安心な医療提供体制を迫及する</p> <p>② 医療従事者がやりがいをもって働くことができる環境づくりを迫及する</p> <p>③ 医療機関の安定的経営を迫及する</p>
4	アンマ (平成29年4月2日)	<p>【連携推進区域】 鹿児島県大島郡:瀬戸内町、宇検村</p> <p>【参加法人・施設】 ◇瀬戸内町:与路へき地診療所、瀬戸内町へき地診療所(19床)・瀬戸内町巡回診療車・瀬戸内町国民健康保険池地診療所(2床)、◇宇検村:国民健康保険宇検診療所、◇医療法人馨和会いづはら医院(19床)、◇奄美医療生活協同組合 南大島診療所、介護老人保険施設せとうち</p>	<p>① 誰もが住み慣れた地域で自分らしく末永く暮らせるよう、地域の医療機関相互の機能の分担・連携を推進</p> <p>② 質の高い医療を効率的に提供し、介護事業所等とも連携し、地域の皆様が健康で、意欲のある生活を送れるように保健・医療・福祉のイノベーションを図り、未来に責任ある街づくりの推進</p>

# 地域医療連携推進法人の設立事例（平成30年度）

No.	名称（認定日）	連携推進区域／参加法人	運営方針
5	日本海ヘルスケアネット (平成30年4月1日)	<p>【連携推進区域】山形県：庄内医療圏（酒田市、鶴岡市、遊佐町、庄内町、三川町）</p> <p>【参加法人・施設】</p> <p>◇地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構：日本海総合病院（646床）、日本海酒田リハビリテーション病院（114床）、日本海八幡クリニック等</p> <p>◇（一社）酒田地区医師会十全堂：訪問看護ステーションスワン等</p> <p>◇（一社）酒田地区歯科医師会：酒田地区歯科医師会</p> <p>◇（一社）酒田地区薬剤師会：酒田地区薬剤師会</p> <p>◇医療法人健友会：本間病院（154床）、のぞみ診療所 等</p> <p>◇医療法人山容会：山容病院（220床）、グループホームわだち</p> <p>◇医療法人宏友会：上田診療所（6）、介護老人保健施設うらら等</p> <p>◇社会福祉法人光風会：介護老人保健施設、特養</p> <p>◇社会福祉法人かたばみ会：特養 等</p>	<p>①参加法人間において地域に必要な診療機能、病床規模の適正化を図り、将来を見据えた医療需要に対応できるよう業務の連携を進め、地域医療構想の実現を図る</p> <p>②地域包括ケアシステムの構築を行政と共に進め、地域住民が住み慣れた地域で、切れ目なく適切な医療、介護、福祉、生活支援が提供できる取組みを進める</p> <p>③参加法人の個性、特徴を活かした相互連携を進め、優秀な人材の育成や持続可能な経営を通じて地域に貢献する</p> <p>④参加法人は、公共の福祉のために、連携推進業務の推進を図る責任を負う</p>
6	医療戦略研究所 (平成30年4月1日)	<p>【連携推進区域】</p> <p>福島県：いわき医療圏（いわき市）</p> <p>【参加法人・施設】</p> <p>◇医療法人社団正風会 石井脳神経外科・眼科病院（48床）、石井正記念石井医院、介護老人保健施設</p> <p>◇社会福祉法人正風会 ケアハウス</p> <p>◇社団医療法人容雅会 中村病院（140床）</p> <p>◇医療法人社団 木田医院</p>	<p>①石井脳神経外科・眼科病院が、これまでに地域の病院や診療所との間で培った地域医療連携のノウハウを活用して地域医療連携の核となり、一般病床及び療養病床を運営する中村病院との有機的病床分担及び効率的に連携した運用をすることで、地域医療構想の実現に寄与</p> <p>②病院における退院時指導のみならず、入院治療の時点から居宅介護支援事業所などとの連携を図り、病院と在宅ケアサービスとの一体的運用により、効率的な医療・介護連携体制を構築</p> <p>③ケアハウス小名浜をはじめとした在宅ケアサービスと、介護老人保健施設の通所及びショートステイなどの施設サービスを連動させて、多様なニーズに応える介護連携を構築</p> <p>④連携により、地域に合った医療・介護そして福祉の事業連携を構築し、地域全体に情報発信して福島県の地域モデルを創設</p>
7	房総メディカルアライアンス (平成30年12月1日)	<p>【連携推進区域】</p> <p>千葉県：安房医療圏（南房総市、館山市、鴨川市、安房郡鋸南町）</p> <p>【参加法人・施設】</p> <p>◇南房総市：富山国保病院（51床）</p> <p>◇社会福祉法人太陽会：安房地域医療センター（149床）</p>	<p>①医療介護従事者の派遣体制の整備</p> <p>②医療介護従事者の資質向上に関する共同研修</p> <p>③医薬品・医療機器の共同購入の調整、その他の物資の共同購入</p> <p>④地域包括ケアシステム構築のための機能分担や病床調整</p> <p>⑤医療資源の有効活用</p> <p>⑥連携業務における効率化</p>

# 地域医療連携推進法人の設立事例（令和元年度）

No.	名称（認定日）	連携推進区域／参加法人	運営方針
8	<p>さがみメディカル パートナーズ (平成31年4月1日)</p>	<p>【連携推進区域】 神奈川県：厚木市、海老名市、座間市、綾瀬市、大和市、愛川町、清川村</p> <p>【参加法人・施設】 ◇社会医療法人ジャパンメディカルアライアンス：海老名総合病院(469床)、座間総合病院(352床)、JMA海老名訪問看護ステーション、ケアネット海老名、ケアネット座間、介護老人保健施設アゼリア ◇医療法人社団神愛会：オアシス湘南病院(158床)、ほほえみケアネット ◇医療法人社団静岡メディカルアライアンス：今里クリニック ◇医療法人博清会：海老名田島クリニック ◇社会福祉法人ケアネット：特別養護老人ホームシェ・モア、特別養護老人ホーム陽だまり、特別養護老人ホームさつき、特別養護老人ホーム和心</p>	<p>①「脳卒中」「急性心筋梗塞」「外傷」等の救急医療の強化とともに、病院間連携によるがん診療の医療圏内における診療体制の充実をはかり、地域住民に安心、安全且つ質の高い医療サービスを提供する。</p> <p>②参加病院、施設間の連携を超えた一体化を推進し、特に患者・利用者の受け入れ体制の一元化を実現させることにより、シームレスな地域包括ケアシステムの構築に寄与する。</p> <p>③限りあるリソースの有効活用をはかるため、参加人間で連携し二次医療圏の医療を支える人材の育成に注力し、質の均質化と継続的向上、永続的に安定した医療・介護サービスの提供を目指す。</p>
9	<p>日光ヘルスケアネット (平成31年4月1日)</p>	<p>【連携推進区域】 栃木県：日光市</p> <p>【参加法人・施設】 ◇医療法人社団双愛会：足尾双愛病院(84床)、介護老人保健施設そうあい ◇社団医療法人明倫会：今市病院(129床)、日光野口病院(120床) ◇医療法人秀明会：大澤台病院(120床) ◇医療法人栄仁会：川上病院(67床) ◇学校法人獨協学園：獨協医科大学日光医療センター(199床) ◇公益社団法人地域医療振興協会：日光市民病院(100床)、介護老人保健施設にっこう ◇社団医療法人英静会：森病院(114床)、介護老人保健施設ヴィラフォーレスタ（森の家）、訪問看護ステーションフォレスト日光 ◇医療法人矢尾板記念会：見龍堂クリニックかわせみ(19床)、認知症高齢者グループホームかわせみ、介護老人保健施設、居宅介護支援事業所等 ◇医療法人社団志幸会：木村内科医院 ◇日光市：市立奥日光診療所、市立小来川診療所、市立国民健康保険栗山診療所、市立三依診療所、市立湯西川診療所、市立休日急患こども診療所</p>	<p>①参加医療機関が相互に医療機能の分担を図り、各種業務の連携を進めることにより、良質な医療を効率的かつ安定的に提供できる医療提供体制の構築を図る。</p> <p>②日光市内の各地区において、住み慣れた地域で切れ目なく適切な医療・介護・福祉サービスが受けられるよう、急性期から回復期及び慢性期の医療の提供に加え、在宅医療の充実に努めるとともに、介護施設等との連携強化を図る。</p> <p>③県西地域医療構想の達成に向けて、回復期病床の充実を図るなど病床機能の転換等を行うとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けて、病病連携、病診連携、診診連携及び介護との連携の強化を図る。</p>

# 地域医療連携推進法人の設立事例（令和元年度）

No.	名称（認定日）	連携推進区域／参加法人	運営方針
10	滋賀高島 （平成31年4月1日）	<p>【連携推進区域】 滋賀県：高島市</p> <p>【参加法人・施設】 ◇医療法人マキノ病院：マキノ病院(120床) ◇一般財団法人近江愛隣園：今津病院(80床) ◇高島市：高島市民病院(210床) ◇医療法人かおり会：本多医院、藁園本多医院</p>	<p>①医療機関相互の業務の連携を推進する。 ②地域における質の高い医療を効率的に提供する。 ③将来にわたって医療介護福祉等の切れ目のないサービスを安定的に提供する。</p>
11	江津メディカルネットワーク （令和元年6月1日）	<p>【連携推進区域】 島根県：江津市</p> <p>【参加法人・施設】 ◇社会福祉法人恩賜財団済生会：江津総合病院(220床)、介護老人保健施設 高砂ケアセンター、特養白寿園 ◇医療法人能美医院：能美医院、能美医院分院 ◇一般社団法人江津市医師会</p>	<p>①江津総合病院と地域の診療所が連携して区域内の効率的な医療提供体制を確保するため、医師確保と人材育成を図り、経営基盤を強化し持続可能な経営を確保する。 ②地域包括ケアシステムの構築に資する取組を支援する。</p>
12	北河内メディカルネットワーク （令和元年6月12日）	<p>【連携推進区域】 大阪府：枚方市、守口市、寝屋川市、大東市、門真市、四条畷市、交野市</p> <p>【参加法人・施設】 ◇社会医療法人山弘会：上山病院(189床) ◇医療法人河北会：河北病院(170床) ◇学校法人関西医科大学：附属病院(751床)、総合医療センター(477床)、香里病院(199床)、くずは病院(94床) ◇医療法人亀廣記念病院：関西記念病院(316床) ◇医療法人有恵会：香里ヶ丘有恵会病院(171床) ◇医療法人中屋覚志会：津田病院(58床) ◇医療法人清水会：鶴見緑地病院(143床) ◇医療法人道仁会：道仁病院(62床) ◇医療法人和敬会：寝屋川南病院(60床) ◇医療法人りんどう会：向山病院(85床) ◇医療法人毅峰会：吉田病院(58床)、青樹会病院(78床) ◇個人：松島病院(69床)</p>	<p>①参加病院等及び参加介護施設等において、将来を見据えた医療需要に対応できるよう業務連携を進める。 ②参加病院及び参加介護施設の経営の安定化と効率化を追求し、サービスの信頼性向上に取り組む。 ③参加病院及び参加介護施設の情報共有と相互連携を推進し、地域住民が住み慣れた地域で、切れ目無く適切な医療・介護サービスを利用できる連携モデルを構築する。</p>
13	弘道会ヘルスネットワーク （令和元年6月12日）	<p>【連携推進区域】 大阪府：守口市、門真市、寝屋川市</p> <p>【参加法人・施設】 ◇社会医療法人弘道会：守口生野記念病院(199床)、萱島生野病院(140床)、寝屋川生野病院(103床)、守口老人保健施設ラガール等 ◇医療法人つむき内科クリニック：つむき内科クリニック ◇社会福祉法人弘道会：守口金田ヶセンターラガール 等</p>	<p>①医療機関相互、医療機関と介護施設相互の機能分化、業務連携を推進し、切れ目ない医療・介護サービスの利用を実現する。 ②参加法人の従事者の適正配置・資質向上、共同購入・共同利用による経費削減等を通じて、持続的・安定的な成長を実現する。 ③上記により、地域医療構想、地域包括ケアシステムの実現に貢献する。</p>

# 地域医療連携推進法人の設立事例（令和元年度）

No.	名称（認定日）	連携推進区域／参加法人	運営方針
14	<p>ふくしま浜通り行政・アソシエーション （令和元年10月1日）</p>	<p>【連携推進区域】 福島県：相双医療圏（相馬市、南相馬市、双葉郡8町村、相馬郡2町村）、いわき医療圏（いわき市）</p> <p>【参加法人・施設】 ◇医療法人茶畑会：相馬中央病院（97床）、介護老人保健施設ベテランズサークル ◇公益財団法人ときわ会：常磐病院（240床）、いわき泌尿器科、竹林貞吉記念クリニック、訪問看護ステーションきゅあ</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>①血液透析の診療の標準化を目指し、相双・いわき各医療圏の透析医療の質の向上を図る。これにより、第七次福島県医療計画における相双医療圏の目標の一つである透析医療体制の充実に寄与する</li> <li>②医療を支える人材確保を中心に医療法人間の連携ノウハウを蓄積し、地域内の医療連携体制を強化することで優秀な人材の育成に寄与し、切れ目なく適切な医療介護サービスを提供できる体制を整える。</li> <li>③相双・いわき各医療圏の透析医療を充実させ、患者が居住地で透析治療を受けられる体制を構築する。</li> <li>④第七次福島県医療計画における相双・いわき各医療圏の課題に示されている生活習慣病患者への対策として、住民に腎臓専門医の診療を受ける機会の増加を通じて、慢性腎臓病や糖尿病性腎症患者の早期発見・早期治療を充実し、血液透析導入患者の減少を目指す。</li> <li>⑤腎疾患分野を中心に診療、教育、研究活動の成果を広く公開・還元して、疾病予防の啓発活動や予防医学の進展に貢献する。</li> <li>⑥参加法人間で、大規模災害等緊急事態発生を想定した医療介護に関わる人材や施設の連携に関する平時の訓練を効果的に進めることで、発生時の被害を最小限に抑え、早期復旧並びに医療介護サービスの持続的提供を図る。</li> <li>⑦透析患者の介護ニーズに対応した人材育成、介護情報の共有化により、相双・いわき各医療圏における地域包括ケアシステムの推進を図る。</li> </ol>

地域医療連携推進法人連絡会議(平成31年1月25日)参考資料②より抜粋

## 連携法人に参加して良かった点・期待を上回った点(主な意見)

※ 調査時点で認定を受けていた7の連携推進法人に参加している参加法人へアンケートを実施したもの。

### ○連携強化

- 連携法人参加施設同士の意見交換など、今まで一施設では得ることのできなかった情報を得ることができるようになった。
- 他施設ご担当者様と顔の見える関係が得られ、様々な情報交換ができる点。
- 医療機関単体では発想できなかった、実施が困難であった事業について、連携法人に参加していることで実施が可能となったこと。また、他の参加法人からも、そういった視点での事業提案がなされるようになっており、そういった土壌が構築されつつある点は期待を上回っている。
- 医療安全・院内感染症対策など他施設の蓄積されたノウハウなどの共有・指導が受けられる点。

### ○人材確保・人材派遣・人事交流

- 連携法人により専門的知識のある事務員を派遣してもらい、当法人のスキルアップ研修を行う事ができた。
- 連携法人内における看護師等の人事交流(出向)が進み、人材確保に苦戦している法人においては、助かっているものと評価しています。
- 連携推進法人参加の法人単独で運営してきた訪問看護ステーションを統合することによって安定した人材の確保と経営が期待されている。

地域医療連携推進法人連絡会議(平成31年1月25日)参考資料②より抜粋

## 連携法人に参加して良かった点・期待を上回った点(主な意見)

※ 調査時点で認定を受けていた7の連携推進法人に参加している参加法人へアンケートを実施したもの。

### ○人材育成、共同研修

- ・ 医療従事者向け勉強会や研修業務が充実してきた。
- ・ 法人の事業として医師育成活躍支援事業を行っている。この事業は医療介護総合確保事業の補助金を活用し、過疎地域に勤務する若手・中堅医師の医療技術の向上と地域医療の経験を積むために、研修・研鑽を行えるよう支援し、医師の地域偏在の解消を図ることを目的としている。事業の内容としては「研修のための代診医派遣」「構成病院内で行う研修会・カンファレンスの開催」「学会等の研修会参加」など。補助金を活用し研修会・学会等へ参加できるので、出張制限のある病院では好評である。また、テレビ会議システムを用いたセミナーを開催しており、地理的障害を解消し、セミナー参加の利便性向上等が図れている。
- ・ 法人間の研究発表会に参加することで職員の意識向上に役立っている。

### ○経営上のメリット

- ・ 医薬品共同購入により、経費および業務の効率化が図れた。
- ・ 医療機器の共同購入などの情報が得られる点。
- ・ 大型医療機器の購入や保守契約の価格交渉で優位となった。

### ○その他

- ・ 地域を支えるステイクホルダーの考え方がわかったこと。
- ・ 知名度が上がった。
- ・ 連携法人だとしても運営面の縛りが無い。
- ・ 統合再編における役割について、関係者の理解が進んでおり、医師をはじめとしたスタッフについて優秀な人材の確保ができているほか、職員の新病院へのモチベーションが高まるなど期待した以上の効果が得られている。